

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 上場会社のガバナンスと監査制度における2つの「ねじれ」

日本公認会計士協会は、平成21年5月21日付けで「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言 上場会社の財務情報の信頼性向上のために 」を公表しました。そのうち、提言の内容について2点ご紹介します。監査における問題事案や、金融商品取引法と会社法の二元的制度に伴うさまざまな問題は、監査人側の努力だけでは解決できるものではなく、制度整備も必要であることが分かります。

1. 会計監査人の選任・報酬の決定

会社法では、会計監査人の選任議案や監査報酬の決定権は取締役会にあります。しかし、監査を受ける立場にある取締役会が、会計監査人の選任議案や監査報酬を決定しており、自己に不利な意見を主張する監査人は変更することが可能です。このため会計監査人の独立性は完全ではなく財務情報の信頼性を毀損することになりかねないとしています。これは、「インセンティブのねじれ」の問題といわれています。現状でも、監査役に会計監査人の選任と監査報酬についての同意権は与えられていますが、同意権では不十分です。

そこで、実効性をより高めるために、会計監査人と同様に監視する側である監査役（会）又は監査委員会（以下監査役）が、会計監査人の選任議案や監査報酬を決定する仕組みにすべきであると提言しています。当然に、監査役自身の経営者からの独立性強化も並行的に求められます。

2. 金融商品取引法（以下金商法）と会社法に基づく監査制度の一元化

会社法に基づく監査役の監査報告書発行後に、金商法に基づく内部統制報告書又は監査人の内部統制監査報告書（以下内部統制報告書等）が提出されます。

このため、監査役の監査報告書において内部統制に関して指摘がないにもかかわらず、その後提出された内部統制報告書等において重要な欠陥が指摘される可能性があります。このように、両者の間に不整合が生じた場合、株主・投資家を混乱させ、監査役監査の実務にも影響を及ぼすのではないかと懸念があります。

さらに、監査人は財務報告に係る全社的な内部統制の評価を行ないませんが、そのなかには監査役機能の有効性評価も含まれます。会計監査人による監査の方法と結果の相当性を判断した監査役の監査報告書の後に、監査人が監査役機能の有効性を判断するという「監査役監査とのねじれ」が生じている、との指摘があります。

この「監査役監査とのねじれ」、すなわち監査意見表明の時点が相違することによる問題を解消するために、上場会社については、金商法と会社法に基づく監査制度の一元化を検討すべきであると提言しています。

お見逃しなく！

9月14日付けの日本経済新聞の「法務インサイド」というコラムに、民主党の特別法「公開会社法」素案に関する記事が掲載されました。素案には会計監査人の報酬決定権の監査役会等への移行、監査役の独立性・機能性の強化、会社法と金商法の情報開示、財務諸表制度、会計監査制度の強化・整理統合に関するものが含まれています。

「公開会社法」の実現には数年かかると思われますが、今後の法整備に向けての動向が注目されます。